

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

- (1) 本検査マニュアルはあくまでも検査官が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各信託兼営金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図ることが期待される。

なお、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては本検査マニュアル及び金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」に基づき、また、銀行業務に関しては金融検査マニュアルに基づき、検査を実施する必要があることに留意する。

- (2) 本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が信託兼営金融機関の信託業務管理態勢、信託引受管理態勢、信託引受審査態勢、信託財産管理に係る管理態勢、信託財産運用管理態勢及び併營業務管理態勢を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を信託兼営金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。本検査マニュアルの適用に当たっては、信託兼営金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

チェック項目について記述されている字義通りの対応が信託兼営金融機関においてなされていない場合であっても、信託兼営金融機関の業務の健全性及び適切性の確保、委託者及び受益者の保護の観点からみて、信託兼営金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは信託兼営金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に信託兼営金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

- (3) 本検査マニュアルは、信託兼営金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本検査マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）を含め、全ての信託兼営金融機関を対象としている。
- (4) 信託兼営金融機関が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。
- ① 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。
 - ② 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。
 - ③ 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
 - ④ 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。
- (5) 取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。
- (6) 信託兼営金融機関とその業務に関して取引する者又は当該信託兼営金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。

(注) チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該信託兼営金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、信託兼営金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成す

ることを求めるものではなく、当該信託兼営金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(注) 用語の説明

- ① 「信託業に係る業務」とは、信託の引受けを行う営業に係る業務のことを表す。
- ② 「併營業務」とは、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のことを表す。
- ③ 「信託業務」とは、「信託業に係る業務」及び「併營業務」のことを表す。
- ④ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。
- ⑤ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織(以下「常務会等」という。)も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ⑥ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職(取締役を含む)を表す。また、営業店等においては、営業店長及び営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む。)を表す。
- ⑦ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑧ 「業務細則」とは、取締役会等から授権された者又は部署が制定・改廃を行う内部規程の下位規程を表す。
- ⑨ 「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。
- ⑩ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライア

ンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。